

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
会派からの申し入れ事項等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 常任委員会のインターネット中継について

森田委員長 まず、常任委員会のインターネット中継についてである。
この件については、前回の協議で事務局から新たな資料の提供を受け、これを持ち帰った上で会派としての意見を調整することとしていた。
それでは、順次、御意見を願う。

西内(健)委員 会派に持ち帰り、会派の中でもんだが、費用対効果の点や、また答弁の正確性や自由な議論、そして各課題の深掘りや委員の持ち時間、こういったことの諸課題と合わせて議論すべきだということである。会派の中ではいろんな意見が出たが、今回は見送るということで、そういった結論に達した。

大石委員 我々も会派でいろいろ話をして、先ほど自由民主党から出たような、いろんな懸案事項もあるということも出たが、公開についてはすべきだということで、導入については賛成する。ただ、本会議と違って常任委員会の場合は、手持ちの議案の資料などに基づいて議論をしているから、この資料の公開というのがセットでないとあまり意味がないのではないかと思う。その点も含めての賛成ということになる。

西森副委員長 公明党は、今までもここで議論をしてきたとおりで、公平性の確保であるとか、そのあたりを考えたときに、見送るべきではないかということである。

米田委員 長い議論をしてきて、自民党の方々も若い方もふえたわけで、前へ転がると思っていた。今、言われたことは、インターネット中継をやっているところは、みんなそれぞれクリアしているので、そう障害ということはないと思う。始めてみるということが、大事なかなというふうに思う。インターネット中継は、全国的に大分進んでいる。そういう点では、議会改革の後進県になってしまう。そういう思いも含めて、ぜひ前に転がすようにしていただきたいと思う。

坂本委員 インターネット中継をするというのが基本である。先ほど、費用対効果とか、ほかにもいくつか理由を言われていた。一方で、一燈立志の会が言われたように、配付資料のセットでの公開というか、そういうことも含めて考えたときに、例えば今検討中の富山県が、録画配信の検討をしていると出ている。録画配信にした場合に、中継配信でなければスタッフ的に一定省力化できるとか、そういうことも含めて、多少コストダウン的なものも検討できるのではないか。あるいは、資料を同時にかぶせたりということが画面上で操作ができるとか、そんなふうなことがないのかなと思ったりもしている。そういうことだったら、事務局は検討して、またそのことも改めて提示をしていただけたらどうかと思う。もうそれを待ついとまがないと、もう見送りだという結論をもし出すのであれば、一方で録音だけでもさせてくれないか。録音だけでもして、その録音媒体を必要とされる県民の方に提供する。今も、議事録をつくるために録音はしている。その録音のCDなどを、必要とされる県民の方に提供するということを検討できないかと思うが、いかがか。

R1. 12. 26 P M 議会運営委員会

- 三石委員 会派へ持ち寄って会派で練って、その結論をここで述べているわけだから、そこであだこうだという点はちょっとどうかと思う。会派で練った話を持ってきているわけだから、それは会派で話したのか。
- 坂本委員 会派でしてきた。
- 西森副委員長 インターネット中継についての議題に対する議論であるから、録音とかになると、また別の部分になると思う。
- 三石委員 この前、会派へ持ち帰って話をしてくださいということで、その結論を持ってきているわけだから、あんまりほかのことをここでやったら、収集がつかなくなる。
- 坂本委員 資料を持って帰ったら、録画配信の検討をしているというのがあるわけだから、それについて…。
- 三石委員 それは見解の相違だ。
- 森田委員長 今、副委員長からも話があったが、これは常任委員会のインターネット中継ということに限り検討、協議を深めてきた。録画配信になると、検討することが必要となれば、それはそれということで。常任委員会のインターネット中継に限った導入か否か、あるいはそれにどんなメリットがありデメリットがありと、それぞれの会派からこれまで随分、きょうも取りまとめた意見が出たが、このことについて収束をさせたいと思うが。
- 坂本委員 前回、資料が出されて持ち帰って、検討している中には録画配信というのものもある。資料を参考に、中継がだめだったら録画中継という方法もあるのではないかということ提案している。そのどこがいけないのか。
- 大石委員 我々の会派もいろいろな議論があったが、きょうは一定結論を出すということで聞いてきた。それについては、今言われたとおり別の話ではないかと思う。今、県民の会が言われていることをここでやったら、また持ち帰りにせざるを得なくなるのではないか。
- 坂本委員 きょう結論を出すと、前回確認したか。さらに意見を調整するということではなかったか。結論を出すということにしていたのか。
- 森田委員長 きょう結論が出るなら出るだろうし、一回持ち帰った分の協議をしていくということだから、それぞれ会派の話を聞いているところである。
- 梶原委員 坂本委員が言われる、この資料の中についての議論というのもわかるが、あくまで他県が検討しているということである。この資料に基づいて私たちは会派の中で意見を収束し、きょうその提案に対しては、会派の中でも公開してもいいんじゃないのかという意見もあれば、公開するなら持ち時間の公平性をきちんと担保するという意見もあれば、さらには費用対効果の面で事務局にかかる負担増ほど需用があるのか、それぞれの意見があった上で、最終的に議運の場でどういう方向に持っ

ていくかということで、会派の中でも意見の一致を見ないから、今後に向けてこのインターネット中継は、いろんな課題を整理しながら、将来的にできるかどうかはこれから検討すべきところなので、今回のこの4月に出てきた県民の会と日本共産党からの申し入れには現時点では会派としては乗れない、それが一定の結論である。

これまで、さまざまな資料が出てきた上で、それを会派へ持ち帰って精査した結果、次の議運ではある一定会派としての意見を持ち寄ろうと、収束をさせようというのが前回の議運だった。今回、会派としての意見をお伝えしているのので、それに対してこれならどうですかといっても、次回も多分同じことになると思うので、今回の申し入れに対して現時点では乗れないというのが会派としての意見ということで、改めてお伝えする。

森田委員長 それぞれ今回持ち寄っていただき、一巡御意見を聞いたが、議論もそれぞれ出尽くしたと思うが。

米田委員 インターネット中継をできればする方向でしたいが、費用対効果だとか持ち時間をどうするかだとか、そういう大きな問題を残しているから、なお引き続き自民党会派としては調査なり深めていくという、そういう前向きな理解でいいか。

梶原委員 この件に限らず、議会改革、いろんなことは会派の中で検討している。それを踏まえてインターネット中継も、例えば今回もかなりの時間をかけて調査をして、事務局にも資料を求めて、その上での会派としての結論なので、今後例えば会派の中でさまざまな意見が出て、今はインターネット中継してもいいという自民党会派内の議員もいれば、まだまだ課題が多いという意見もある。会派内で、インターネット中継をしたほうがいいという意見が大勢になれば、逆に例えば数年後であるとか、次期の改選であるとか、こちらのほうからも提案するような機会が来るかもしれない。それは先の話。今回の4月の申し入れに対しての会派としての検討をしていくと、そういうことである。

森田委員長 それぞれ出尽くしたように思う。意見の一致がないようなので、今自由民主党が言ったが、次の機会があるとしたら、議会改革については前向きに検討していくとのことである。

今回の申し入れ、常任委員会のインターネット中継については、現行どおりとしたいが、いかがか。

(異議なし)

坂本委員 異議はあるが、仕方ない。

森田委員長 それでは、さよう決する。

ぜひ前向きに、議会改革はそれぞれの立ち位置からやっていくということで、この申し入れについては、一旦現行どおりということで収束をしたいので、よろしく願います。

2. 傍聴機会の保障について

森田委員長 次に、傍聴機会の保障についてである。

この件については、前回の協議で事務局から傍聴時の託児サービスの具体案の提示があり、これを会派に持ち帰って検討することとなっていた。なお、参考のため1ページの資料1に、前回お配りした資料をお示ししてある。

それでは、順次、各会派の御意見を願う。

梶原委員

この件については、できる形で進めていく。そういうことの中で、対象をどこにするのか、本会議にするのか、常任委員会も含めてにするのかということ、次までに諮るということだったと思う。自民党会派では、こういった機会を設けるということで、少しでもその機会ということで、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、いろんな全ての委員会を対象にしたらいいのではないかと、そういうふうと思う。

西森副委員長

音の問題というのがあるという懸念もされていたが、事務局に確認をすると、影響はないということも聞いたので、全ての常任委員会、また議運、本会議も含めて、託児サービスというのはやるべきではないかという結論に達した。

大石委員

我々の会派も、今の公明党と同じ意見である。

坂本委員

当然、全てである。

米田委員

同じである。

森田委員長

全ての委員会に適用するというので、事務局案は3階応接室でやったらどうかとの案であった。事務局案を参考にしながら、来年の6月議会から運用していくという方向でよいか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

(吉岡議事課長、挙手)

森田委員長

吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長

ただいま御決定いただいたので、今後正式に手続を定め、広報活動を行っていくこととする。なお、託児サービスの御議論の中で、授乳をしたいときはどうするかとの話があった。このため託児室には、必要な場合には部屋を区切ることができるようなパーテーションやカーテンを準備しておく、あるいはもう一部屋ある3階応接室を活用するなど、必要に応じて柔軟に対応していきたいと考えている。

以上である。

森田委員長

順調に運用できるような、細やかなところを検討していただきたいと思う。
なお、実施に当たっての詳細については、議長が定めることにしたいので、御了承願う。

(了 承)

3. 費用弁償の見直しについて

森田委員長

次に、費用弁償の見直しについてである。
この件についても、会派に持ち帰った上で意見を調整することとしていた。
それでは、順次、御意見を願う。

梶原委員

費用弁償については、実費相当分の支給とすることという申し入れではあったが、これまでこの議運の場でもお伝えをしたように、自由民主党会派としての考え方は、決して旅費ではなく職責を果たすための準備、連絡、調整及び移動の費用を含む常勤の公務員にはない諸雑費や交通費の支給を要する場合もあり、さまざまな面が含まれているということであるので、定額の部分については決して旅費ではないということで、今回の申し入れには乗れないという結果にはなった。

ただ、今回・前回の議会改革の中で全国の動向を調査してみると、高知県が少し、定額にさらに距離に応じて定額の加算というのが、全国的に見ても割高であることもわかってきた。定額支給をしている全国的な情勢に合わずということ、前回の議運でも少しあったが、定額部分に実費相当額を足せば、高知市では今より多くなるのではないかと、そういったことも踏まえて、この定額部分、現時点で5,000円という金額を1,000円減額する。さらに、定額加算をしている部分を、事務局の負担も考えて、実務があまり煩雑にならないように実費相当額、キロ掛ける29円の実費相当額を足した金額まで減額をすればいいのではないかとということで、会派の結論に達した。その点については、逆に他会派に対して御提案をしたいと思う。先ほど言った、定額部分を1,000円減額して4,000円にして、プラス実費相当額の支給ということであれば、概算で今の議員全体に対する支給の割合からいえば約3割減になるので、この辺は全国的な状況へ少しでも合わせていこうということで、会派としての意見の結論とした。この件については、逆に他各会派から御意見をいただきたいと思うので、よろしく願う。

西森副委員長

公明党は、費用弁償に関しては、交通費という意味合いだけではないという考えのもとで今定額で出ているわけだが、定額そして明確になっている交通費の部分については、交通費の部分として出していくという考えがいいのではないかとということで提案していたところである。

ただ、先ほど梶原委員から話があったが、高知市においては、今の定額5,000円プラス交通費ということになると、今までよりもふえてしまうという状況があるので、会派で検討した結果、先ほど自民党が言った4,000円プラス交通費という形での費用弁償でいいのではないかと結論になった。

坂本委員

考え方は言われていたが、具体的な数字等は今出されたのが初めてだし、実費相当額というのがどれくらいになるのかというのが、ランクによって違うかもしれない。そこらあたりがこれに基づいて出した場合に、具体的にどういうふうになるかというのも事務局で試算してもらった上で、それも含めて検討する。基本は、うちは実費なので。ただ、こういう提案でどうかということは、会派へ持ち帰らせていただく。

森田委員長

総支給額3割減くらいというのではダメなのか。

- 坂本委員 そういうことになるのかも含めて、どんな仕組みを考えられるか。そこも事務局で、今の提案を受けて試算を出してもらえたら。いずれにしても、今初めて聞いたので、会派としては持ち帰る。実費支給にしますよと言われるのであれば、なんの問題もなかったが。
- 森田委員長 以前は、実費のみという話ではなかったか。
- 坂本委員 実費のみだが、それでもし、どうなるのかということを含めて検討をする。
- 西森副委員長 実費という話が出ているが、実費というのは何なのかをお聞かせ願う。交通費の実費ということでは言っているのか。
- 坂本委員 そうだ。
- 米田委員 うちも、今初めて聞いたので持ち帰る。トータルの金額が節約できるというのはもちろんいいが、5,000円を4,000円に下げるといえば、それは3,000円ではいけないのかということもある。金額の多寡だけではなくて、県民に説明しやすい理屈をつくらないといけないと思う。5,000円を1,000円減して4,000円とされたと思うが、なぜそんな計算になったのかという理屈である。2,000円削るのではいけないのか、どんなふうに考えて1,000円というのが出てきたのか、ちょっとその辺も聞かさせてもらって、なお持ち帰って検討させてもらわないと。みんなが初めて聞いて、僕も初めて聞いて。会派に持ち帰らせていただきたい。
- 森田委員長 共産党は当初実費のみで、費用弁償の額のことにも検討の余地があるから持ち帰るということか。現状から額の減額をするということは、今までの持論とはまた違うことになってくるが。
- 米田委員 せっかく自民党の方が提案されているので、私たちの会派でどう考えるか。本来は、実費だけでいこうということで提案させてもらっているが、一歩前進という提案になっているかどうか、私たちも議論させてもらわないといけない。
- 森田委員長 総額3割減ということでもいけないか。
- 米田委員 金額の多寡も大事だが、そうしたら県民の方から、5,000円を4,000円にしてなぜもっと減さないのかと、こんな話になるわけである。高知市内は、5,000円を2,000円削って3,000円プラス実費がいいかと、その辺を整理しないと。1,000円減したからいいのではないかとと言われても。
- 森田委員長 御意向はわかった。一燈立志の会はどうか。
- 大石委員 我々は、元々旅費ではないというスタンスでずっと言ってきた。総額を見直すにしても、一定の理屈が必要だということであるが、きょう自由民主党から出た提案は、全国的な趨勢も見ているということで理屈が立つなと思うので、それに賛成という立場でいきたいと思う。

- 坂本委員 先ほど、米田委員が言われていた、定額部分を4,000円にするという根拠。全国的に、定額プラス実費あるいは交通費になっているところは、定額部分は3,000円というところが結構多いと思うが、それが4,000円になった考え方としての根拠を聞かせてもらえたら。
- 梶原委員 今回の検討の余地があるというのは、高知県が全国的に見ても高いという状況であるから、決してふやすという検討ではない。前回の議運であったように、高知市が定額プラス距離の実費相当額の支給になれば、現状より上がるということがまず1点。それを避けるためにはどうすればいいのかといえば、全国的に3,000円とか4,000円のところが多いということで、今より支給額が上がることを避けるために下げるとするのが大きな1点である。それも踏まえて、今回こういった形で提案をしている。県民の会と日本共産党が、決して費用弁償は旅費ではないと、職務を行うために要する費用であるということも理解をしてもらって、こちらの提案に乗っていただけるのであれば、全国的に3,000円が多いという、その金額の詳細については、金額は条例に基づいて支給されているので、現実に条例改正の作業は事務局で着手することになるので、その上で詳細については、もう少しこうしたらいいのではないかと、その辺の議論は今後とも進めていけばいいと思う。そのためには、決して旅費の実費ではないという考え方に県民の会と日本共産党が御理解をいただいて初めてスタートするので、その詳細の金額は決して4,000円でなければいけないとか、3,000円はいけないとか、そんなことを言うつもりではない。今回は、高知市の方々が定額プラス実費相当にすれば今よりふえるということを回避するために提案したので、全体的に下げるという考え方に理解を示していただけるのであれば、金額部分については、今後の条例改正に向けての作業と合わせて協議をしていくということになる。決して4,000円でなければだめだというつもりはない。
- 森田委員長 ここで、梶原委員が詳細に理念の部分を説明したが、県民の会と共産党は、大前提の旅費の実費と費用弁償の定額の考え方の変更も含めて、持ち帰り検討になるのか。その部分を2会派にお聞きしたい。
- 西森副委員長 2会派に関しては、交通費実費というそもそもの考え方があるというふうに、今までの議論を聞いていてある。本当に検討される余地があるのかどうか。交通費実費だけではないというところを認めた上で、検討できるのかどうか。それが検討されないのであれば、そもそもの費用弁償の考え方ということに関して持ち帰ったとしても、同じ結論なのかなと。そこはどうなのか。
- 坂本委員 基本は交通費実費という考え方であっても、今言われるような検討されていることを、全くだめだといって突っぱねてしまうのかということ、検討する余地はあるのではないかというふうに受けとめた。そのことによって、それを一步前進と受けとめて議論をするのか、やっぱりそれでもだめだとなってしまうのか、それは持ち帰って議論をしてみないといけないと私は思っている。
- 米田委員 うちもそうである。これまでずっとやってきて、初めて自民党から正式に実費なり費用弁償なり出てきたわけで、そこでもうこれでみんなで一一致したではなくて、会派でも検討しないといういろいろな意見があると思う。協議もしながら決めて、動かし

ていくということにしないといけないのではないかと思います。みんなが初めて聞くので、どうしようかとなる。

梶原委員

先ほど、坂本委員が言ったように今回具体的な提案を初めてしたので、その点については、随時御検討いただきたいと思う。ただ、4月からずっと議論してきたことについては、ある一定、申し入れ事項の「費用弁償については、定額支給をやめ、実費相当分の支給とすること」と、この具体の申し入れに対しては、やはり考え方が違って、その申し入れについては、今回乗ることができないという一連の結論をいただいた上で、今回自民党会派が提案したことについては今後検討して、もしそれぞれの会派がその方向でいくというような、会派それぞれの議員の意見も踏まえてになるのであれば、それは今後の協議ということで、したらいいのではないかと思います。この4月に各派代表者会の申し入れから始まった、この議運での申し入れ事項の方向については、きょうある一定の整理を委員長のほうでしていただきたいと思う。

森田委員長

梶原委員が、4月スタートの申し入れの具体については、「費用弁償については、定額支給をやめ、実費相当分の支給とすること」と、この一文で申し入れがあっているので、この部分については十分協議をして、この件については基本的に額のこととは抜きにして、話が一致しないと。それぞれ議論をし尽くした後、一致をみないということで一回収束をさせて、新しい額も含めた検討を今後進める機会があれば、その時点で再度協議をしていく。一旦、このことについては話がまとまらないということで、現行どおりということに収束をさせて、そのほか額については、次回以降の協議に委ねる。

坂本委員

次回…。今期中でやる…。

梶原委員

まだ、それぞれの会派の中で皆さんの意見もあると思う。先ほど、坂本委員も言われたように、考え方として交通費の実費という意見が多いから、会派としては自民党の提案には乗れないとなるのか、少しでも減額ということで、それに御理解をいただけるのか。それは私たちではわからないので、会派で協議をして調った時点で、こういう方向で協議を進められるのなら言うていただければそれでいいと思う。そこは改めてである。

坂本委員

委員長が、次回という言い方をしたので。次回というのは、次回見直しのときまで延ばすのか、それとも例えば2月議会前の議運のときには、きょう受けたものを議論してという意味なのか。

森田委員長

2月議会ではなく、会派の意見がまとまった時点で、このテーブルにのせてもらって協議をしていく。

坂本委員

それは、1月でもという意味か。2月定例会前に委員会をやる。これまで委員会の後にやってきたわけで、そこまでに結論を出してきたらいいと私は思っていたが、次回と言われたので、回次の意味がわからなかったので聞いた。

梶原委員

いつまでに協議が調うか、私たちにはわからない。例えば、それぞれの会派が協

議が調って、次回の2月定例会開会前の議運で会派としての意見がまとまったら言ってもらったらいいいし、それがまとまらなければその後の議運でもいい。

西森副委員長

今の内容というのは、申し入れのやり方自体ということも議論していかないといけない内容だと思う。改選のあったときに各派から申し入れが出て、それに対して議論をしていくという、そういうルールの中で今までやってきていた。それが今の話だとちょっと変わってくるので、やり方自体のルールとして、まずはそここのところを確認していくということをしていかないのではないかなと思う。

森田委員長

この件については収束をして、額については今期中のどこかでそれぞれの会派の意見がまとまったら一旦このテーブルにのせて、額の協議なり、その部分は協議をする。次期といたら3年も先になるので、そこはやられたらどうかと思う。

梶原委員

申し入れに対しては、会派としてそれぞれ検討した上で、新たな提案というくらいにとっていただいて。きょう初めて言ったので、それぞれ持って帰って、会派の皆さんと協議をしなければならないのはそうだと思うから、その点について調ったら一度言っていていただいて、どうするかは次の議運で決めればいいのか。

米田委員

新たな提案というのではなくて、4月から始めてきた改革の協議の方向で、基本的には実費とはみないという多数の意見はわかった。ただ、提案されたのは、それに派生してつながって、新たに自民党が提案しているわけだから、100%収束する前の新たな提案ということで、引き続いてそれも含めて決着をする。2月なら2月、できるだけ早く決着したほうがいいのかと思うので、私たちの会派で相談する。

西森副委員長

今回、この4月26日に出されたこの提案に関しては、結論を出したほうがいいのかと思う。「費用弁償については、定額支給をやめ、実費相当分の支給とすること」という、これに関しては、きょう結論を出しておいて新たな提案…。

森田委員長

新たな提案は、随時任期中に出てくることになるが。

西森副委員長

そこがそういう形で、今回は新たな提案だったわけであるが、ほかのそういう提案が出てきたとしても、そういうものを常にやっていくのかどうかというのは、そこは申し入れの部分の確認というのは、まだされていないような気がするが。

そこが確認されて、それは出てきたら出てきたときにやっていきたいと思いますという方向性が決まれば、それはそれでいいと思う。

坂本委員

そのことも含めて、この間ちょっと私提案したが、結局4年に一遍、改選期の時にしか改革議論をしないのかということで、それは随時あるじゃないですかと。それは、毎年そういう課題が出てきたら議論するという新たなルールにすることについて、各会派検討してくださいというお願いをしている。それも含めて、きょう持ち帰った分を御報告いただきたい。

梶原委員

前回、その件について言われたが、今回あくまで申し入れ事項に対して検討して、会派としての意見を言っている。今後、申し入れをいつするか、いつ申し入れがあるのかもわからない。例えば、きょうみたいに私ども自民党会派のほうから、こう

ということではどうですかと申し入れをすることもあるかもわからない。ただ、申し入れすること自体をどうのこうのいうつもりはないが、今回も4月からいろんな調査をした上で、それぞれの会派としての精査した意見を言っている。あまり変化がないときに、例えば来年同じことを申し入れされても、それは去年あれだけ議論したことと全く変わりがないというような答えになるかもわからない。そこは、新たに申し入れということになればこちらも止めることもないし、逆に類似のことを申し入れされたら、それは議論をしますよねということだから、明確にルールをどういうふうにつくっていくのか。例えば、前回のように議会改革に特化して検討するなら、そこでどういうことを議論するのかということ、ここで決めればいいことである。あくまで、今回は4月に2会派から申し入れされたことに返答しているということであるから、その点についてのルールを決めるということは、趣旨が違ふと思う。

坂本委員

情勢の変化が全然ない中で同じ課題をやっても、先ほど言われたようなことになるだろう。ただ、全国的にも議会改革の議論がされる中で、こんな課題がまだうちが取り組めていない課題としてあったとか、これまで取り組んできて一定方向性を出していたかもしれないが、また全国的に動きが変わってきたとかいうふうな状況の変化があれば、それは4年に一遍じゃなくても、もしかしたら2年後にそういう事態が起きたら、それはまた議運へ提案させてもらうということはあるという意味である。4年に一遍というルール化ではなくてということ。

西森副委員長

公明党としては、そここのところの話もして、基本的には改選があったときに各会派からの申し入れということも議論していくと。

先ほどあったが、大きく世の中ががらっと変わるような、そんな状況が出てこないとも限らない。そういったところは、ある程度柔軟性を持った検討ということも必要なんだろうということをお話としてまとめたところである。

森田委員長

それぞれ御意見が出たようであるので、この4月の時点で県民の会と日本共産党から出された「費用弁償については、定額支給をやめ、実費相当分の支給とすること」と一文くくってあるので、このことについては一旦収束をさせて、それぞれの会派から意見が出て一致をみないので、今自民党が提案した定額の部分を4,000円にしてはどうかということについては関連で持ち帰るということで、一旦収束をさせる。額の検討については、会派の意見がまとまった時点で、議運かどこかのテーブルにのせ直して、その部分の検討をするということ、いかがか。

今、それぞれ言われたように、社会の状況が随分変わって、後3年も待つと陳腐化するというような状況が生まれたら、類似の話ではなくて、それも協議のテーブルにのせるということ。

西森副委員長

私も先ほど、提案があったということをお話したが、これは提案があったという形ではないという認識でいいんですよね。

梶原委員

趣旨は同じであるが、今回あくまで「費用弁償については、定額支給をやめ、実費相当分の支給とすること」ということに対して、いろんな状況、全国的な状況も調査して、そういうことも踏まえての検討である。どちらにしても、実費相当の支給とするという申し入れ自体はのめないが、額の点については検討した結果、これ

かどうかということを提案している。この部分だけは、次の2月議会の議運までに、もし両会派の中の意見が収束するのであれば、そこでお互いに、例えば実費だけではなく、必要な費用も含めて理解をして減額に向けて一緒に協議をしていきましょうということであれば、この件については、それはやぶさかではないと思うし、そこは皆さんでやっていただいたら。実費については、実際に考え方が違うので、申し入れ自体には乗れないということは事実なので。

森田委員長

それでは、この申し入れについては、意見の一致をみないので、現行どおりで運用する。額のことについては、検討の機会を持つというようなことで、会派の意見がまとまったら、議運のテーブルにのせてもらう機会を持つということで、いかがか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

○ 議会改革の議論のあり方

森田委員長

なお、前回の協議において、議会改革の議論のあり方について、毎年度議運で協議するようルール化してはどうかとの御提案があったが、これは先ほど言ったように、途中で緊急提案で協議のテーブルにのせ直すというようなことにも十分対応していく。こういうことで、毎年度議運で協議をしていくことは、今回見送ることとしてよいか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。
従来どおり、任期中に新たな提案があった場合は、必要に応じて協議するという
ことで、取りまとめる。

4. その他

(1) 会議日程の広報ポスターの作成及び掲示

森田委員長

最後に、その他についてである。
まず、2ページの資料2、会議日程の広報ポスターの作成及び掲示についてである。
このことについて、事務局から説明がある。

吉岡議事課長

定例会日程のお知らせポスターの作成と掲示についての事務局からの提案である。
先の傍聴機会の保障の御議論の中で、議会の傍聴席も随分空席が目立つようなときも多く、議会活動をもっと知ってもらい取り組みに力を入れるべきではないかといった御意見があった。現在、県民の皆様に対する県議会の開催のお知らせは、議会のホームページやSNS、県議会だより、あるいは新聞記事といったものに限られている。このため、もっと広報することはできないか、しかもコストをできるだけかけずにといった視点で事務局で検討を行った。そこで、議会日程のお知らせポスターを作成し、街の量販店、スーパーや金融機関等にある掲示板に掲示させてい

ただけないだろうかと考えた。そして、街の量販店のチェーン本部、金融機関等に御相談したところ、多くの事業者から掲示に御協力をいただけるとの申し出をいただいた。こうした結果を受けて、事務局においてポスター掲示の実施方法等をまとめたものがお手元の資料である。2ページの資料2をごらん願う。

現在の周知方法、議会からの発信は、ホームページ、ツイッター・フェイスブックといったSNS、こうち県議会だよりとなっている。今回、新たに御提案する概要は、先ほども言ったとおり議会日程のポスターをつくり、県民が多く利用される各量販店等に御協力いただき、各店舗等の無料の掲示板に掲示し、県民への周知を図ろうとするものである。御協力により実施する事業者であるが、現在のところJ A高知県、サンシャイン、サニーマート、マルナカ、サンプラザ、そして四国銀行から御協力いただける返事をいただいている。これらの事業者の店舗数などを単純に合計すると、180カ所以上となる。しかしながら、掲示板の空き状況等にもよるので、全ての店舗に必ず毎回掲示いただけるというわけではない。あくまで、掲示板に空きスペースがある場合に御協力をいただけるものである。その点は御了承願う。

なお、記載以外の重立った量販店や金融機関、ドラッグストア、郵便局などにもお伺いをした。しかしながら、掲示場所がないといった理由などから、残念ながら御協力いただけていないが、引き続きいろいろなところに協力を求めていると考えている。また、コンビニについては、店舗数が非常に多く県民の目に触れる機会は非常に多くなると考えるが、こういう掲示スペースがあまり設置されていないようなので、現在のところは想定をしていない。

次に、ポスターの内容である。参考として、資料最後に12月定例会をベースに試作したものをイメージとしてつけている。掲示する場所は量販店等であるので、じっくり見ていただくということはあまり期待が持てない。このため、掲載内容は定例会日程を中心として、傍聴方法、議会中継に関する情報に絞ることとしている。用紙については、もう少し上質のものにしたいと考えている。なお、四国銀行は、ポスターでなく各店舗に設置してある、県庁支店にも設置されているが、デジタルサイネージー液晶ディスプレイによる表示であり、他の広報と順番に表示される形となる。ポスターサイズについては、あまり大きすぎても張れないとのことで、A3版とする。

次に、資料2ページ、作業スケジュールである。ポスターの発送は、各事業者とも本部に郵送すると、各店舗に転送するとのことである。このため、実際に掲示する店舗などに届くまでの時間を考え、各定例会の2週間前に各本部等へ発送することとする。このため、招集告示前の発送となるので、予定として作成する。また、大変申しわけないが、発送時期やポスター作成のための時間からも、質問者の氏名の掲載は困難である。これらの点は、御理解を願う。ただし、四国銀行は、画面表示なので電子データを送れば変更はすぐできるとの話をいただいているので、質問議員が決定次第、議員名を書き加えた形での掲示を行いたいと考えている。

各本部からは、1週間前をめどとして実際に掲示いただく各店舗等へ転送していただく。そして、各店舗で議会終了まで掲示していただくことを基本としている。なお、これは目安であり、御協力いただく各事業者、各店舗の状況に合わせて掲示していただくこととしている。

最後に、制作方法と費用である。ポスターは、できるだけコストをかけないことを考え、印刷業者へ発注するのではなく、事務局において作成することとしている。このため、職員の負担の軽減や、また異動により担当者が変わった場合でも編集に不都合が生じないように、イメージとして示したものをベースとした定型的なものに

したいと考えている。

次に、費用である。事務局で作成することにより、ポスター作成にかかる費用は用紙代とインク代程度、また発送料金は先ほども言ったが、各事業者の本部へ発送すれば各店舗に転送いただけるので、本部への送料のみに抑えることができる。封筒などその他の消耗品を含めて、現在御協力をいただける事業者数から試算すると、1 定例会当たり3,000円程度と見込んでいる。

事務局からの定例会お知らせのポスター作成と掲示の案は以上である。なお、この案であると、2月定例会の御案内から実施することができると考えている。

御意見を賜るよう、よろしく願います。

森田委員長

何か質問、御意見はないか。

大石委員

すばらしい取り組みだなというふうと思う。配付の場所について、病院もかなり目につくと思うが、医療機関、そういうところは聞いたか。

吉岡議事課長

病院は考えたが、医療機関は医療関係のポスターが氾濫しており、なかなか協力いただけないことが多いと考えている。

以上である。

大石委員

もう1点、四国銀行以外のところは質問者が出ないとのことであるが、会派の年間の割り振り数は既に決まっているのではないかと思う。例えば、自由民主党何名、公明党何名とか、そういうことは表示できるのではないかと思うがどうか。

吉岡議事課長

それは可能であるので、表示方法を検討したいと思う。

坂本委員

経費が3,000円ではおさまらなくなるかもしれないが、ラミネート化はできないか。スーパーとかは、時期的に湿気があったりするので、紙によってはよれよれになってしまったりとか、そんなことはないかと思うが。

吉岡議事課長

想定している枚数が120枚程度で、ラミネート1枚が数十円する。また、作業時間も結構1枚1枚かかるので、申しわけないが用紙を上質にするというところで御理解願う。

森田委員長

それでは、会議日程の広報ポスターの作成及び掲示については、事務局説明のとおりとし、令和2年2月定例会から開始するというので、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

(2) その他

森田委員長

ほかに、その他で何かないか。

(なし)

森田委員長

それでは、協議事項は、以上である。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。